

国内外の周知な地名からなる商標登録出願の取扱いについて（案）

1. 第25回商標制度小委員会での議論

（1）検討の背景

国内外の周知な地名を有してなる商標については、諸外国の中には、商品の産地・販売地又は役務の提供場所と認識されなくても、「周知な地名」であれば商標登録を拒絶・無効（取消）とするような法制を有する国もある。そのような国も含め、海外主要国の制度・運用について比較研究しつつ、我が国における制度・運用の在り方について、検討する必要がある。

（2）主要国の状況と国際調和からの検討

我が国を含め、米国、OHIM（欧州共同体商標意匠庁）、英国、豪州の各国においても、国内外の地名を表示する標章からなる商標については、識別性の有無や商品の品質・役務の質の誤認のおそれを考慮した上で、登録要件を満たさないもの又は不登録事由に該当するかについて判断されるとする法制は共通している。

また、商品の産地・販売地又は役務の提供場所の認定にあたっては、現実の生産に限らず、需要者が商品の産地であるかのように認識する蓋然性がある場合にも該当するとする運用の面においても共通しているといえる。

一方、中国や韓国においては、「周知な外国地名」からなる商標の登録は認められないとする条項を定めている点で我が国や前記欧米等の主要国の法制とは相違するが、これらの国においても、「周知な外国地名」からなる商標が使用による識別力を獲得した場合には登録可能となっている。

以上のことを踏まえると、地名を表示する商標の登録要件及び不登録事由に関する我が国の現行法及び審査運用は、国際的に見ても整合的といえる（参考資料1参照）。

（3）商標法の枠組みからの検討

我が国商標法は、第3条において商標として識別性の観点から一般的適格性を持つ可否かを判断し、その一般的適格性を持つものとされた商標について、第4条において具体的に公序良俗の見地及び他人の業務に係る商品と混同を生ずるかどうか、商品の品質の誤認を生ずるかどうか等の見地から登録の可否を判断することを規定している。

つまり、第4条における不登録事由に規定するということは、客観的に法律上保護に値する機能を有する商標であっても、公益上の理由や私益との調整等の見地から、立法政策上独占排他権として保護し得ないものと整理することになる。

したがって、検討にあたっては、客観的に法律上保護に値する機能を持っている商標について、その登録を排除する高い公益的な理由が存在するか等を慎重に精査することが必要である。

「地名」に係る商標が客観的に法律上保護に値する機能を有する商標たり得るかとの

観点については、第3条第1項第3号が「地名」とせず「産地、販売地・・・提供の場所」と規定しているのは、全ての地名が自他商品役務の識別標識としての機能を果たし得ないとはいえないと考えられることからしても、「地名」が商標として識別性の観点から一般的適格性を有する可能性はあると考えられる。

他方、商標としての識別性に関わらず、「国内外の周知な地名」であることをもって一律に登録の拒絶又は無効の理由とするならば、例えば、使用による識別力を有するに至ったような周知商標のように、自他商品役務の識別標識としての機能を果たし、かつ、商品の品質等の誤認を生ずるおそれのないものについてまで商標法上保護しないこととなるが、それを正当化する合理的な理由や公益的な理由を見出すのは困難である。

さらには、商標の構成の一部として周知な地名を含むものについて、その地名部分により商品の品質等の誤認を生ずるおそれがない場合まで、当該商標の登録を拒絶又は無効とすることは、事業者の商標採択の自由を過度に規制することになってしまう。

（４）商標制度小委員会での指摘

我が国商標法において、国内外の周知な地名に係る商標が識別性の観点を超えて登録を拒絶・無効とし得るよう、登録要件又は不登録事由の法上の枠組みを変更する必要性はない。

一方で、識別性がない商標については、現行商標法の下でも商標登録できないこととなっており、その審査の判断基準の統一を図り、予見可能性を向上させるために、審査基準の一層の整備の必要性を検討することは有意義である。

例えば、現行の商標法第3条第1項第3号で規定する「商品の産地・販売地又は役務の提供の場所」以外の商品・役務の「取扱地」を認識させるものについても、識別性及び独占適応性がないものと扱うべき国内外の地名からなる商標について、審査基準等の整備を図ることは有意義である。

これらの審査基準等の整備にあたっては、特に外国の地名の我が国内における周知性の判断材料として、審査官が個別の判断において参照できる審査情報の整備を図っていくことも必要である。

2. 現行の審査運用

（１）商標法第3条第1項第3号について

商標法第3条第1項は、「自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。」とし、同項第3号において「その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状（包装の形状を含む。）、価格若しくは生産若しくは使用の方法若しくは時期又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、数量、態様、価格若しくは提供の方法若しくは時期を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」と規定しているため、国内外の周知な地名からなる商標登録出願に係る商標は、その商標が、「商品の産地、販売地」や「役務の提供の場所」を普通に用いられる方法で表示する標章の

みからなると認められる場合については、商標として識別性の観点から一般的適格性を持たないと判断し、商標法第3条第1項第3号が適用され拒絶される¹。

上記の運用については、商標審査基準（商標法第3条第1項第3号の項目3.）において、「国家名、著名な地理的名称（行政区画名、旧国名及び外国の地理的名称を含む。）、繁華な商店街（外国の著名な繁華街を含む。）、地図等は、原則として、商品の産地若しくは販売地又は役務の提供の場所（取引地を含む。）を表示するものとする。」と記載している²。

そして、商標審査便覧では、「国家名、国家名の略称、現存する国の旧国家名」及び「首都名、州名、県名、州都名、省名、省都名、郡名、県庁所在地、旧国名、旧地域名、地方名、市、特別区、著名な繁華街、著名な観光地」並びに「湖沼、山岳、河川、公園等の名称又は図形（これらの結合を含む。）を表示する標章のみからなる商標」の取扱いを定めている³。

¹ 商標法第3条

自己の業務に係る商品又は役務について使用する商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。

（略）

三 その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状（包装の形状を含む。）、価格若しくは生産若しくは使用の方法若しくは時期又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、数量、態様、価格若しくは提供の方法若しくは時期を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

（略）

六 前号（第1項ないし第5号）に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標

2 前項第三号から第五号までに該当する商標であつても、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるものについては、同項の規定にかかわらず、商標登録を受けることができる。

² 商標審査基準

「商標審査基準」は、商標審査に際しての審査官用の内規であるが、昭和46年より外部にも公開されている。

その内容は、商標法を適切に解釈し、円滑に運用するための審査の基本的な基準であり、審査の適正、公平性、迅速化に資するため作成されている。

五、第3条第1項第3号（抜粋）

3. 国家名、著名な地理的名称（行政区画名、旧国名及び外国の地理的名称を含む。）、繁華な商店街（外国の著名な繁華街を含む。）、地図等は、原則として、商品の産地若しくは販売地又は役務の提供の場所（取引地を含む。）を表示するものとする。

³ 商標審査便覧

「商標審査便覧」は、平成11年より外部に公開されている。

その内容は、審査の実務上必要な関係法令及び、商標審査基準を踏まえた具体的な取扱い並びに資料などを整理したものであり、審査官の実務のための審査資料である。

4 1. 1 0 3. 0 1 外国の地名等に関する商標について（抜粋）

1. 国家名

国家名、国家名の略称、現存する国の旧国家名は、原則として商品の産地、販売地（取引地）又は役務の提供の場所（取引地）を表すものとして拒絶する。

本国での使用文字、日本語その他の外国語で表したのもも原則として対象とする。

2. 地名

（イ）首都名、（ロ）州名、（ハ）県名、（ニ）州都名、（ホ）省名、（ヘ）省都名、（ト）郡名、（チ）県庁所在地（県都）、（リ）旧国名、（ヌ）旧地域名、（ル）地方名、（ヲ）市、特別区、（ワ）著名な繁華街、（カ）著名な観光

また、商標法第3条第1項第3号についての「逐条解説」をみても、「地理的名称」は、「多くの場合にすでに一般的に使用がされあるいは将来必ず一般的に使用がされるもの」であるとしている⁴。そして、ジョージア事件（昭和60年（行ツ）68号 昭和61年1月23日最高裁判決）の判示内容においても、商標登録出願に係る商標が商標法第3条第1項第3号にいう「商品の産地又は販売地を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」に該当するには、「必ずしも当該指定商品が当該商標の表示する土地において現実に生産され又は販売されていることを要せず、需要者又は取引者によって、当該指定商品が当該商標の表示する土地において生産され又は販売されているであろうと一般に認識されることをもって足りる」とされていることから、商標登録出願に係る商標が、産地、販売地、役務の提供の場所を認識させるものであれば、商標法第3条第1項第3号に該当するとして拒絶している⁵。

（2）商標法第3条第2項について

国内外の周知な地名からなる商標登録出願に係る商標が、「商品の産地、販売地」や「役務の提供の場所」を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなると認められる場合であっても、特定の者が長年その業務に係る商品又は役務について使用した結果、その商標がその商品又は役務と密接に結びついて自他商品又は自他役務の識別力を獲得している場合には、自他商品又は自他役務の識別力があるものとし、第3条第2項により、登録している。

地については、直接商品の産地、販売地（取引地）又は役務の提供場所（取引地）であることが辞書その他の資料に記載されていなくても、産地、販売地（取引地）又は提供地（取引地）に結びつき得る要因があれば、原則として産地、販売地（取引地）又は提供地（取引地）を表すものとして拒絶する。

41. 103. 02 山岳名、河川名、建造物の名称等に関する商標について（抜粋）

1. 湖沼、山岳、河川、公園等の名称又は図形（これらの結合を含む。）を表示する標章のみからなる商標は、これが著名な観光地（その所在地又は周辺地域を含む。）として一般の需要者、取引者に認識されているものであって、使用する商品が、当該地で生産され、販売されているものでありと認識されるものである場合は、これを当該商品の産地又は販売地を表示するものとして扱う。

⁴ 商標法第3条第1項第3号についての「逐条解説」

「三号は、商品の産地、販売地又は役務の提供の場所等を普通の態様で表示する標章のみからなる商標である。ここで、例えば、産地を表示するという場合に東京で作られたものを『東京』と表示するのはもちろん、大阪で作られたものを『東京』と表示するような場合も含まれる。これら本号列举のものを不登録とするのは、これらは通常、商品又は役務を流通過程又は取引過程に置く場合に必要な表示であるから何人も使用をする必要があり、かつ、何人もその使用を欲するものだから一私人に独占を認めるのは妥当ではなく、また、多くの場合にすでに一般的に使用がされあるいは将来必ず一般的に使用がされるものであるから、これらのものに自他商品又は自他役務の識別力を認めることはできないという理由による。」

⁵ ジョージア事件(昭和60年(行ツ)68号 昭和61年1月23日最高裁判決)

商標登録出願に係る商標が商標法3条1項3号にいう「商品の産地又は販売地を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」に該当するには、必ずしも当該指定商品が当該商標の表示する土地において現実に生産され又は販売されていることを要せず、需要者又は取引者によって、当該指定商品が当該商標の表示する土地において生産され又は販売されているであろうと一般に認識されることをもって足りる。

（３）商標法第４条第１項第１６号について

国内外の地名を表示する標章をその構成中に含む商標は、商品の産地・販売地、役務の提供の場所を誤認させるおそれがある場合には、商品の品質又は役務の質の誤認を生ずるおそれがある商標として、商標登録を受けることができない（同法第４条第１項第１６号）^６。

３．審査運用上の検討課題と論点

（１）「商品の産地又は販売地を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」が、需要者又は取引者によって、当該指定商品が当該商標の表示する土地において生産され又は販売されているであろうと一般に認識されることをもつて足りるとする内容が審査基準に明確に記載されているか。

商標法第３条第１項第３号についての「逐条解説」やジョージア事件の判示内容において、「商標法３条１項３号にいう『商品の産地又は販売地を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標』に該当するには、必ずしも当該指定商品が当該商標の表示する土地において現実に生産され又は販売されていることを要せず、需要者又は取引者によって、当該指定商品が当該商標の表示する土地において生産され又は販売されているであろうと一般に認識されることをもつて足りる」とされているが、これを適用すべき内容が審査基準において明確に記載されていないのではないか。

（２）「国内外の地理的名称」については、審査基準にその取扱いが十分に記載されているか。

商標法第３条第１項第３号についての審査基準では、「国家名、著名な地理的名称（行政区画名、旧国名及び外国の地理的名称を含む。）、繁華な商店街（外国の著名な繁華街を含む。）、地図等は、原則として、商品の産地若しくは販売地又は役務の提供の場所（取引地を含む。）を表示するものとする。」と規定するのみで、「国家名」、「著名な地理的名称」等に該当しない「国内外の地理的名称」についての取扱いは規定されておらず、その取扱は商標審査便覧において規定されている。

（３）商品の産地・販売地、役務の提供場所（認識される場合も含む。）を表示するものと認められない地理的名称からなる商標は、商標法第３条第１項第３号が適用できないと考えられるところ、このような商標の取扱いが審査基準上明記されているか。

^６ 商標法第４条第１項第１６号

次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。

十六 商品の品質又は役務の質の誤認を生ずるおそれがある商標

出願人やその同業者等の所在地・設立地や指定商品の仕向け地・一時保管地等又は指定役務の提供に際する立ち寄り地等（以下、「出願人等の所在地等」）を表示する地理的名称は、商品の産地・販売地、役務の提供場所（認識される場合も含む。）を表示するものについては、商標法第3条第1項第3号の適用ができるが、これが、商品の産地・販売地、役務の提供場所（認識される場合も含む。）を表示するものと認められない場合は、商標法第3条第1項第3号が適用できないと考えられる。

例えば、一般的に役務「損害保険契約の締結の代理」は、外国においても行われ、その特定の外国の土地を所在地・設立地とする多数の役務提供者が存在するところ、外国における役務提供者が、日本国内で当該役務を行うことを目的として、出願人の所在地や設立地を表す外国の地名（例 チューリッヒ）を表示した商標を出願した場合、かかる地名は、役務の提供場所とはいえないため、商標法第3条第1項第3号の適用が困難な場合がある。

また、商品及び役務の流通過程又は取引過程において、港や空港は、多種多様な商品及び役務の取扱地（仕向け地・経由地・一時保管地・立ち寄り地等）となるところ、その商品が、実際に、港や空港が所在する土地において、製造・販売されている又は製造・販売されていると認識し得ない場合や役務の提供場所を表すものと認識し得ない場合は、その港や空港が所在する地名を表示した商標が出願されたとしても、商品の産地・販売地又は役務の提供場所とはいえないため、商標法第3条第1項第3号の適用が困難な場合がある。

一方で、前記のような地名は、出願人以外の者の所在地・設立場所や指定商品又は指定役務の取扱地を表示する場合が想定し得るものであり、出願人以外の者も使用していることが認識できることからすると、一般的に使用される標章であって、自他商品又は自他役務の識別力を欠くために、商標としての機能を果たし得ないものであるといえる。

しかしながら、前記のような地理的名称について、その取扱いが審査基準において明確に記載されていないのではないかと。

（４）審査基準等の整備にあたっては、審査官が個別の判断において参照できる審査情報が十分に整備されているか。

審査基準等の整備にあたっては、特に外国の地名の我が国内における周知性の判断材料として、審査官が個別の判断において参照できる審査情報の整備が重要である。

4. 論点に対する基本的な考え方

以下（１）ないし（４）のように対応すべきと考える。

（１）商標登録出願に係る商標が、「商品の産地、販売地」や「役務の提供の場所」を認識させるものであれば、商標法第3条第1項第3号の逐条解説やジョージア事件等の判示内容に基づき、商標法第3条第1項第3号に該当するとして拒絶している審査運用

については、審査基準に規定して明確化する。

(2) 商標審査便覧に規定されている「国家名」、「著名な地理的名称」等には該当しない「国内外の地理的名称」の取扱いを、商標法第3条第1項第3号の審査基準に規定することで、「商品の産地・販売地、役務の提供場所（認識される場合も含む。）」の運用を統一的に整理することとする。

(3) 商標法第3条第1項第6号は、「前号（第1号ないし第5号）に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない」と規定する。

また、商標法第3条第1項第6号に関する最近の判決において、「同項6号という『需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標』としては、構成自体が商標としての体をなしていないなど、そもそも自他商品識別力を持ち得ないもののほか、同項1号から5号までには該当しないが、一応、その構成自体から自他商品識別力を欠き、商標としての機能を果たし得ないと推定されるもの、及び、その構成自体から自他商品識別力を欠き、商標としての機能を果たし得ないものと推定はされないが、取引の実情を考慮すると、自他商品識別力を欠き、商標としての機能を果たし得ないものがあるということが出来る。」（平成18年3月9日 知財高裁 平成17年（行ケ）第10651号 「UVmini」事件）⁷と判示されている。

上記、法規定や判決の趣旨を踏まえると、その構成自体から自他商品（役務）の識別力を欠き、商標としての機能を果たし得ないと推定されるものは、商標法第3条第1項第3号が適用できないとしても、商標法第3条第1項第6号を適用することができると考える。

したがって地理的名称（例えば、出願人等の所在地等）が、その構成自体から自他商品（役務）の識別力を欠き、商標としての機能を果たし得ないと推定される場合、その地理的名称を普通に用いられる方法で表示する商標を商標法第3条第1項第6号を適用し拒絶できるようにする審査基準を新設する。

ただし、当該商標が、第3条第2項に相当する使用による識別力を獲得している場合には、識別力があるものとして同項第6号に該当しないものとして、登録する。

(4) 商標審査便覧において、国家名等については、原則として商品の産地、販売地（取引地）又は役務の提供の場所（取引地）を表すものとして拒絶するとし、本国での使用文字、日本語その他の外国語で表したものの原則として対象としている。また、地名等については、辞書その他の資料に記載されていなくても、産地、販売地（取引地）又は提供地（取引地）に結びつき得る要因があれば、原則として産地、販売地（取引地）又は提供地（取引地）を表すものとして拒絶するとしている。

⁷ 平成17年（行ケ）第10651号「UVmini」事件

同項6号という「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標」としては、構成自体が商標としての体をなしていないなど、そもそも自他商品識別力を持ち得ないもののほか、同項1号から5号までには該当しないが、一応、その構成自体から自他商品識別力を欠き、商標としての機能を果たし得ないと推定されるもの、及び、その構成自体から自他商品識別力を欠き、商標としての機能を果たし得ないものと推定はされないが、取引の実情を考慮すると、自他商品識別力を欠き、商標としての機能を果たし得ないものがあるということが出来る。

そこで、商標法第3条第1項第3号に係る実際の審査においては、商標登録出願に係る商標について、その構成文字全体、及びその各構成要素となる文字を、庁が貸与する資料、一般的な辞書及び各種専門書（国語辞典、英和辞典、地名辞典等の辞書類を含む。）などを利用して、商標としての機能を果たしうるか否か（識別性の有無）等、商標法の拒絶理由の証拠となる資料の調査（外注によるサーチレポート）を行っている。また、その際、辞書等に掲載されていない場合であっても、その指定商品及び指定役務との関係で、商標としての機能を果たし得ない場合もあるので、上記文献調査のほか、当該商標のインターネット検索も実施している。

そうすると、現行の審査手法（資料等）においても国内外の地名の周知性にかかわらず、地理的名称に関する審査情報は十分に整備しているので、今後もこの審査手法（資料等）を維持する。

5. 商標審査基準の改正案

別紙参照

商標審査基準の改正案の対照表

商標法第3条第1項第3号

商標審査基準の改正案	現行の商標審査基準
五、第3条第1項第3号（商品の産地、販売地、品質等の表示又は役務の提供の場所、質等の表示） その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状（包装の形状を含む。）、価格若しくは生産若しくは使用の方法若しくは時期又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、数量、態様、価格若しくは提供の方法若しくは時期を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標 （１．及び２．略） 3. <u>（１）国内外の地理的名称を表示する商標は、必ずしも指定商品又は指定役務がその地理的名称において現実に生産され又は販売されていること等を要せず、需要者又は取引者によって、その地理的名称において、指定商品あるいは指定役務が生産され又は販売され並びに取引されているであろうと一般に認識される場合は、商品の産地若しくは販売地又は役務の提供の場所を表すものとして、本号の規定に該当するものとする。</u> <u>特に、国家名（国家名の略称、現存する国の旧国家名を含む。）、著名な地理的名称（行政区画名、旧国名及び外国の地理的名称を含む。）、繁華な商店街（外国の著名な繁華街を含む。）及び地図を表示する商標は、指定商品の産地若しくは販売地又は指定役務の提供の場所を表すものと認識される蓋然性が高いことから、本号の規定に該当するものとする。</u> <u>（注）ここでいう国内外の地理的名称とは、国家名、首都名、州名、県名、州都名、省名、郡名、県庁所在地名（県都）、旧国名、旧地域名、地方名、市、特別区、行政区画名、繁華街、観光地（その所在地又は周辺地域を含む。）、湖沼名、山岳名、河川名等を表すものをいう。</u> <u>（２）地理的名称を表示する商標は、本号の規定に該当しない場合であっても、本項第6号の規定に該当するものがあることに十分留意する。</u> （４．以降略）	五、第3条第1項第3号（商品の産地、販売地、品質等の表示又は役務の提供の場所、質等の表示） その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状（包装の形状を含む。）、価格若しくは生産若しくは使用の方法若しくは時期又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、数量、態様、価格若しくは提供の方法若しくは時期を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標 （１．及び２．略） 3. <u>国家名、著名な地理的名称（行政区画名、旧国名及び外国の地理的名称を含む。）、繁華な商店街（外国の著名な繁華街を含む。）、地図等は、原則として、商品の産地若しくは販売地又は役務の提供の場所（取引地を含む。）を表示するものとする。</u> （４．以降略）

商標法第3条第1項第6号

商標審査基準の改正案	現行の商標審査基準
八、第3条第1項第6号（前号までのほか、識別力のないもの） 前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標 （１．ないし４．略） 5. <u>出願人やその同業者等の所在地・設立地、指定商品の仕向け地・一時保管地若しくは指定役務の提供に際する立ち寄り地（港・空港等）等を表した地理的名称を表示する商標又は一般に出願人やその同業者等の所在地・設立地、指定商品の仕向け地・一時保管地若しくは指定役務の提供に際する立ち寄り地（港・空港等）等を表したと認識させる地理的名称を表示する商標は、同項第3号の規定に該当しない場合であっても、本号の規定に該当するものとする。</u> 6. (1) 特定の役務について多数使用されている店名（第3条第1項第4号に該当するものを除く。）は、本号の規定に該当するものとする。 （該当する例） アルコール飲料を主とする飲食物 の提供 茶、コーヒー……を 主とする飲食物の提供 } 「愛」「純」「ゆき」「蘭」 「オリーブ」「フレンド」 (2) (1)に該当する店名に「スナック」、「喫茶」等の業種をあらわす文字を付加結合したもの又は当該店名から業種をあらわす文字を除いたものも、原則として、本号の規定に該当するものとする。 7. <u>指定商品又は指定役務を取り扱う店舗又は事業所の形状にすぎないものと認められる立体商標（第3条第1項第3号に該当するものを除く。）は、原則として、本号の規定を適用するものとする。</u> 8. <u>小売等役務に該当する役務において、商標がその取扱商品の産地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状（包装の形状を含む。）、価格若しくは生産若しくは使用の方法若しくは時期を表示するものと認められるときは、原則として、本号に該当するものとする。ただし、第3条第1項第3号に該当するものを除く。</u>	八、第3条第1項第6号（前号までのほか、識別力のないもの） 前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標 （１．ないし４．略） 5. (1) 特定の役務について多数使用されている店名（第3条第1項第4号に該当するものを除く。）は、本号の規定に該当するものとする。 （該当する例） アルコール飲料を主とする飲食物 の提供 茶、コーヒー……を 主とする飲食物の提供 } 「愛」「純」「ゆき」「蘭」 「オリーブ」「フレンド」 (2) (1)に該当する店名に「スナック」、「喫茶」等の業種をあらわす文字を付加結合したもの又は当該店名から業種をあらわす文字を除いたものも、原則として、本号の規定に該当するものとする。 6. <u>指定商品又は指定役務を取り扱う店舗又は事業所の形状にすぎないものと認められる立体商標（第3条第1項第3号に該当するものを除く。）は、原則として、本号の規定を適用するものとする。</u> 7. <u>小売等役務に該当する役務において、商標がその取扱商品の産地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状（包装の形状を含む。）、価格若しくは生産若しくは使用の方法若しくは時期を表示するものと認められるときは、原則として、本号に該当するものとする。ただし、第3条第1項第3号に該当するものを除く。</u>